

知的財産高等裁判所について

(知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画)より抜粋)

第2章 保護分野

4. 紛争処理機能を強化する

(1) 知的財産高等裁判所の創設を図る

今回の民事訴訟法改正により、特許権等の知的財産訴訟の管轄が東京高裁に集中されることは高く評価できる。日本経済の国際的な優位性を引き続き保つ上で決定的に重要な知的財産の保護を強化し、内外に対し知的財産重視という国家政策を明確にする観点から、知的財産高等裁判所の創設につき、必要な法案を2004年の通常国会に提出することを目指し、その在り方を含めて必要な検討を行う。

(司法制度改革推進本部，法務省)